

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第318号)

平成16年8月17日

横情審答申第318号

平成16年8月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年12月20日泉サ第189号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者本人に係る 平成11年9月20日～平成12年1月31日 平成12年8月17日～平成13年6月30日 平成13年11月20日～平成13年11月30日 平成14年1月29日～平成14年10月9日の生活保護ケース記録のうち、開始記録票及びケース記録」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者本人に係る 平成11年9月20日～平成12年1月31日 平成12年8月17日～平成13年6月30日 平成13年11月20日～平成13年11月30日 平成14年1月29日～平成14年10月9日の生活保護ケース記録のうち、開始記録票及びケース記録」を個人情報非開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「請求者本人に係る 平成11年9月20日～平成12年1月31日 平成12年8月17日～平成13年6月30日 平成13年11月20日～平成13年11月30日 平成14年1月29日～平成14年10月9日の生活保護ケース記録のうち、開始記録票及びケース記録」（以下「本件申立文書」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年10月23日付で行った個人情報非開示決定の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第17条第2号、第3号及び第4号に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第17条第2号の該当性について

本件申立文書に記載された情報については、異議申立人（以下「申立人」という。）及び同一世帯員から直接聴取した事項、訪問及び面接記録、関係機関から得た専門職等の情報、担当職員等による評価・判定又は指導助言の内容等の情報が一体となって記録されており本件申立文書全体が、申立人本人及び同世帯員個人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。また、その内容が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、福祉保健センターと申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

## (2) 条例第17条第3号の該当性について

本件申立文書には生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条第1項及び第2項に

よる要保護性（生活困窮状況にあるかどうか。）の有無及び保護決定後の当該世帯の自立助長を行う必要性から、当該世帯の生活実態等を基に、生活保護法第29条による関係先調査をはじめ保護の実施に必要な様々な調査を行い、得られた個人情報が一括となったものとして記載されている。

関係機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたこのような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに関係機関の協力が得られなくなるおそれが生じること、また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生ずれば、関係機関、関係人等との信頼関係及び申立人との信頼関係も損ない生活保護事務の一環である申立人の相談や処遇等を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

### (3) 条例第17条第4号の該当性について

本件申立文書には、生活保護実施の上で必要な、主治医に対する病状調査の内容（病名・病状・治療見込み・就労の可否・療養状況などの所見等）や申立人に係る扶養義務者の続柄・氏名・年齢・住所・電話番号・職業・家族構成及び扶養援助等の内容並びに申立人の同一世帯員の情報及び同一世帯員に係る扶養義務者の続柄・氏名・年齢・住所・電話番号・扶養援助等の情報など第三者の情報が一体となって記録されており、開示することにより、当該第三者の社会生活上の利益やプライバシーを侵害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

## 4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件個人情報の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 本人の診断に関する情報は、本人に当然知る権利があり、開示によって適正な判断が出来ないとする理由にはあたらず、行政の一方的な判断であり納得できるものではない。

(3) 平成12年当時、内科主治医との外来診察の問診で交わされた、当時の私と内科主治医以外には知り得るはずがない診察上の情報を保護担当職員がすでに知っており、私は保護担当職員から、「内科主治医から電話で直接聞きました。」と告げられた。

ですが、私はこの時点において保護担当職員に、「私の主治医から直接病状を

伺ってもよいとの委任状に署名捺印した事実はなく」また合意したこともない。

- (4) 内科主治医においては、私の承諾を得ず、前もった連絡もなく、委任状の確認すらしないまま電話で相手に私の病状を漏らしたことは「医師、病院の黙秘義務」に反し、また「患者の権利」を著しく侵害していると思われる。

現在その内科主治医は、患者である私に何も告げないまま突然病院を去ってしまった。

- (5) 私が求めている記録文書には、私の許可なくして得た内科主治医と保護担当職員との間で交わされた私の記録があると思われる。

このままでは、私の患者としての権利はおろか基本的な人権までも侵されてしまい、記録そのものを隠蔽されてしまうのではないかという私の思いからここに意見書を提出する。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書に係る業務について

福祉保健センター長は、生活保護に係る申請又は通報があると、生活保護法に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の申立てや第三者の意見を聴取するとともに、実態の把握のための調査を行い、生活保護の決定を行っている。

生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立助長を図るため、被保護者の個々についてその性格や環境を把握理解し、それに応じた積極的な助言・指導等を行っている。

- (2) 本件個人情報について

横浜市の生活保護事務においては、福祉保健センター長は、横浜市生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）第2条及び第3条に基づき、生活保護の申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。当該個人情報は、申立人の生活保護に関して作成された生活保護ケースファイルの一部であり、「平成11年9月20日～平成12年1月31日のケース記録（第1回目）」（以下「文書1」という。）、「平成12年8月17日～平成13年6月30日のケース記録（第2回目）」（以下「文書2」という。）、「平成13年11月20日～平成13年11月30日の開始記録票（第3回目）」（以下「文書3」という。）、「平成14年1月29日～平成14年10月9日の開始記録票（第4回目）」（以下「文書4」という。）及び「平成14年1月29日～平成14年10月9日のケース記録（第4回目）」

(以下「文書5」という。)で構成されている。

文書1、文書2及び文書5は、生活保護を実施する上で必要な事項について、要保護者である申立人からの聴取、第三者及び関係機関からの調査等に基づき記録した文書であり、申請理由、生活及び資産状況、面接及び訪問記録、関係機関への調査・回答のほか、担当ケースワーカーの所見、処遇及び指導方針等が記録されている。

文書3及び文書4は、平成12年10月以降使用されている新様式であり、書式は項目別に整理されている。項目については次のとおりである。

ア 「1 調査の経過」

イ 「2 調査の結果」(1)世帯状況、(1)世帯状況2、(2)現況、(2)現況2、(3)住居の状況、(3)住居の状況2、(4)生活歴、(4)生活歴2、(5)収入状況、(5)収入状況2、(6)資産負債の状況、(6)資産負債の状況2、(7)他法関係、(7)他法関係2、(8)医療の状況、(8)医療の状況2、(9)扶養義務者の状況、(9)扶養義務者の状況2、(10)課税調査結果、(10)課税調査結果2、(11)介護保険等のサービスの利用状況、(12)教育の状況、その他特記事項、(12)その他特記事項(追加記載)

ウ 「3 要否の判定・程度の決定」及び「3 要否の判定・程度の決定2」

エ 「4 措置について」

オ 「5 処遇方針」

### (3) 条例第17条第2号の該当性について

ア 条例第17条第2号では、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書には、申立人及び同一世帯員から直接聴取した事項、訪問及び面接記録、関係機関から得た専門職等の情報、担当職員等による評価・判定又は指導助言の内容等の情報が一体となって記録されているため、本件申立文書全体が本号に該当すると主張している。

ウ 文書1、文書2及び文書5については、申立人から直接聴取した事項、訪問記録、関係機関から得た情報、ケースワーカー等専門職による評価・判定の内容又は指導助言の内容等が一体となって記録されているため、当該文書全体が申立人本人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報であって、また、その内容が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより実施機関と申立人との信頼関係が

損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

エ 一方、文書3及び文書4については、項目別に整理されて記録されているため、項目ごとに判断すべきであるので、以下検討する。

(ア) 「2調査の結果」のうち(2)現況2、(4)生活歴(備考欄)、(4)生活歴2、(5)収入状況、(5)収入状況2、(6)資産負債の状況、(6)資産負債の状況2、(8)医療の状況(「夫について」のうち病状、治療見込み、就労の可否等)、(8)医療の状況2、(9)扶養義務者の状況2及び(10)課税調査結果、「3要否の判定・程度の決定」、「3要否の判定・程度の決定2」、「4措置について」(備考欄)並びに「5処遇方針」に記録された情報は、申立人から直接聴取した情報並びに関係機関及び第三者から得た情報を基に、担当ケースワーカーが項目ごとに整理し記録した評価、判定、指導方針の内容等であることから、申立人本人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報と認められる。

また、その内容が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

(イ) 「1調査の経過」、「2調査の結果」のうち(1)世帯状況、(1)世帯状況2、(2)現況、(3)住居の状況、(4)生活歴(備考欄を除く。)、(7)他法関係、(7)他法関係2、(8)医療の状況(「夫について」の病状、治療見込み、就労の可否等を除く。)、(9)扶養義務者の状況及び(11)介護保険等のサービスの利用状況並びに「4措置について」(備考欄を除く。)に記録された情報は、申立人本人に関する評価・判定を伴わない客観的な事実に関する情報又は第三者に関する情報であるから、本号に該当しない。

(4) 条例第17条第4号の該当性について

ア 条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書には、生活保護実施の上で必要な、主治医に対する病状調査の内容(病名・病状・治療見込み・就労の可否・療養状況などの所見等)や申立人に係る扶養義務者の続柄・氏名・年齢・住所・電話番号・職

業・家族構成及び扶養援助等の内容並びに申立人の同一世帯員の情報及び同一世帯員に係る扶養義務者の続柄・氏名・年齢・住所・電話番号・扶養援助等の情報など第三者の情報が一体となって記録されているため、本件申立文書全体が本号に該当すると主張している。

ウ 本件申立文書において実施機関が非開示とした情報のうち、前記(3)において、当審査会が条例第17条第2号に該当するため開示しないことができると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

エ 文書3及び文書4の「2調査の結果」のうち(1)世帯状況(主の備考欄)、(4)生活歴(「主について」)、(7)他法関係(主単独の情報)、(7)他法関係2(主単独の情報)、(8)医療の状況(「主について」)及び(9)扶養義務者の状況に記録された情報については、申立人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、第三者のプライバシーや社会生活上の利益を害するおそれがあるため本号に該当する。

オ 文書3及び文書4の「1調査の経過」、「2調査の結果」のうち(1)世帯状況(主の備考欄を除く。)、(1)世帯状況2、(2)現況、(3)住宅の状況、(4)生活歴(「主について」及び備考欄を除く。)、(7)他法関係(主単独の情報を除く。)、(8)医療の状況(「主について」及び「夫について」の備考欄を除く。 )及び(11)介護保険等サービスの利用状況並びに「4措置について」(備考欄を除く。)に記録された情報は、第三者に関する個人情報であるとは認められず、本号には該当しない。

#### (5) 条例第17条第3号の該当性について

ア 条例第17条第3号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書には、関係機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供された個人情報が記録されており、これを開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに関係機関の協力が得られなくなるおそれが生じること、また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生ずれば、関係機関、関係人等との信頼関係及び申立人



との信頼関係も損ない生活保護事務の一環である申立人の相談や処遇等を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本件申立文書全体が本号に該当すると主張している。

ウ 本件申立文書において実施機関が非開示とした情報のうち、前記(3)及び(4)において、当審査会が条例第17条第2号又は第4号に該当するため開示しないことができると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

エ 本号は、市の機関等が行う事務の適正な執行を確保するため、当該事務の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、開示しないことができる旨を定めたものである。

本件申立文書は、申立人の生活保護に関して作成された文書であるから、本号アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるが、一般的に、生活保護事務の適正かつ円滑な執行を確保するためには、要保護者と実施機関との信頼関係が不可欠であると考えられるため、当該事務の処理に伴って作成された本件申立文書に記録されている各種の情報について、関係者間の信頼関係を基礎とする事務の適正な執行という観点から、本号の該当性を検討することとする。

オ 文書3及び文書4の「1 調査の経過」、「2 調査の結果」のうち(1)世帯状況(主の備考欄を除く。)、(1)世帯状況2、(2)現況、(3)住居の状況、(4)生活歴(「夫について」)、(7)他法関係(主単独の情報を除く。)、(8)医療の状況(「主について」及び「夫について」の備考欄を除く。)及び(11)介護保険等サービスの利用状況並びに「4 措置について」(備考欄を除く。)に記録された情報については、申立人からの聴取又は関係機関への調査により得られた情報であり、これを申立人に開示したとしても、それによって適正な指導・相談等が困難となったり、関係者間の信頼関係を損なうなどの支障が生ずるおそれがあるとは認められず、本号には該当しない。

(6) 実施機関が個人情報非開示とした情報のうち、当審査会が条例第17条第2号又は第4号に該当し、開示しないことができると判断した情報の具体的な部分は、別表に示すとおりである。

## (7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち、別表に示した部分を条例第17条第2号又は第4号に該当するため個人情報非開示とした決定は妥当であるが、その

余の部分は開示すべきである。

別表 実施機関が個人情報非開示とした情報のうち、当審査会が条例第17条第2号又は第4号に該当し、開示しないことができる判断した部分

対象文書		該当箇所及び非開示事由		
		条例第17条第2号	条例第17条第4号	
文書1、文書2及び文書5		全部		
文書3及び文書4	2 調査の結果	(1)世帯状況 (ただし、文書3に限る。)	主の備考欄	
		(2)現況2 (ただし、文書3に限る。)	全部	
		(4)生活歴	備考欄	「(主)について」
		生活歴2 (ただし、文書3に限る。)	全部	
		(5)収入状況	全部	
		収入状況2 (ただし、文書3に限る。)	全部	
		(6)資産負債の状況	全部	
		資産負債の状況2 (ただし、文書3に限る。)	全部	
		(7)他法関係		主単独の情報
		他法関係2 (ただし、文書3に限る。)		全部
		(8)医療の状況	「夫について」のうち(病状、治療見込み、就労の可否等)	「主について」
		医療の状況2	全部	
		(9)扶養義務者の状況		全部
		扶養義務者の状況2 (ただし、文書4に限る。)	全部	
(10)課税調査の結果	全部			
3 要否の判定・程度の決定		全部		
要否の判定・程度の決定2 (ただし、文書4に限る。)		全部		
4 措置について (ただし、文書3に限る。)		備考欄		
5 処遇方針 (ただし、文書4に限る。)		全部		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 14 年 12 月 20 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 14 年 12 月 25 日 (第 4 回第二部会) 平成 14 年 12 月 26 日 (第 4 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 15 年 1 月 20 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 15 年 3 月 13 日 (第 280 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 16 年 5 月 14 日 (第 35 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 5 月 28 日 (第 36 回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 16 年 6 月 11 日 (第 37 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 6 月 25 日 (第 39 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 7 月 23 日 (第 40 回第二部会)	・ 審議